

介護老人保健施設シェスタ通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人あかね会が開設する介護老人保健施設シェスタ（以下「当施設」という。）が実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在家ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体的拘束等を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 医療法人あかね会 介護老人保健施設シェスタ
- (2) 開設年月日 平成9年3月31日
- (3) 所在地 広島県廿日市市阿品4丁目51番1号
- (4) 電話番号 0829-36-2080
FAX番号 0829-36-2259
- (5) 管理者名 土肥 雪彦
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (3452780020)

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 当施設の従事者の職種、員数、及び職務内容は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人
管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師 3人
医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という）若しくは介護職員 12人
看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。
介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。

- (4) 支援相談員 1人
支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じると共に、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 4人
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (6) 栄養士
 - ・管理栄養士 2人
管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (7) 調理員 4人
調理員は、利用者の食事サービス計画に基づき調理を行う。
- (8) 事務員 4人

(営業日及び営業時間)

第6条

- (1) 営業日は月曜日から土曜日までとする。(祝日も営業日とする)
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第7条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、40人とする。

(事業の内容)

第8条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、(介護予防にあっては介護予防に資するよう、)医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフよって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 5 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、栄養状態の管理を提供する。

(利用料等)

第8条 利用料・その他の費用の額を以下のとおりとする。

- (1) 利用料は、厚生労働大臣が定める額。
 - (2) その他の費用は下記の料金表のとおり。
- ・その他費用

費目	日額または月額	内訳
昼食・おやつ代	650円/日	食材費・調理費
日用生活品費 ※	実費(利用者等の選択)	入浴タオル・ボディソープ・シャンプー・口腔ケア用品等
教養娯楽費	実費	クラブ活動、行事の材料費等
おむつ代	実費	
理美容代	実費	第1月、第2水、第4木曜日、その他

※日用生活品費については、外部業者に委託。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

廿日市市

(身体的拘束等)

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体的拘束等を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体的拘束等を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第12条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を別に定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当つての留意事項)

第13条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当つての留意事項を以下のとおりとする。

- ・食事 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・入浴設備 入浴設備は入所事業と共用する。
ただし、通所（介護予防）事業利用者の入浴時間帯は（午前8：30～午前12：00）とし、入所事業利用者の入浴時間帯は（午後1：00～午後5：30）とする。午前・午後の設備使用前に浴槽の残留塩素濃度を測定し適切な濃度管理をする。
- ・飲酒・喫煙 施設内での飲酒は禁止する。喫煙は指定場所とする。
- ・火気の取扱い 喫煙等による火気の取扱いには十分注意する。
- ・設備・備品の利用 施設内の設備・備品等の取扱いには注意する。
- ・所持品・備品等の持込み 種類によっては持ち込みをお断りする場合もあるので、事前に確認する。
- ・金銭・貴重品の管理 原則、自己管理とする。現金や貴重品の持ち込みは注意する。
- ・宗教活動 快適な療養環境を維持するために利用者の宗教活動は禁止する。
- ・ペットの持込みは禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、併設病院事務長を充てる。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当る。
- (5) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）…………年2回以上
②利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
③非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を別に定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第16条 職員は、介護保険関係法令及び広島県条例等、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第17条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第18条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人あかね会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第20条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第22条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行う。
 - (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は速やかに、これを市町に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシー・ポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人あかね会介護老人保健施設シェスタの運営会議において定めるものとする。

付則 この運営規程は、平成13年5月1日より施行する。

付則 この運営規程は、平成15年4月1日より施行する。

付則 この運営規程は、平成17年10月1日より施行する。

付則 この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。

付則 この運営規程は、平成24年4月1日より施行する。
付則 この運営規程は、平成25年4月1日より施行する。
付則 この運営規程は、平成26年4月1日より施行する。
付則 この運営規程は、平成27年8月1日より施行する。
付則 この運営規程は、平成29年6月1日より施行する。
付則 この運営規程は、平成31年1月1日より施行する。
付則 この運営規程は、令和1年10月1日より施行する。
付則 この運営規程は、令和3年12月1日より施行する。
付則 この運営規程は、令和6年6月1日より施行する。